

教第85号議案

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月24日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

理 由

必要不可欠なものを除き押印を不要とすること及び印版の使用について各管守責任者の承認とすることにより、事務手続きの簡素化を図るに当たり、規則を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（使用手続き）</u></p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 印版を使用しようとする者は、<u>総務課長管守責任の公印にあつては、</u> 前項の規定にかかわらず、印版使用承認願（第4号様式）により、総務課長の承認を受け、<u>その他の公印にあつては、各管守責任者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>（押印の使用）</u></p> <p>第12条 文書への公印の押印は、次に</p>	<p><u>（使用）</u></p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 印版を使用しようとする者は、前項の規定にかかわらず、印版使用承認願（第4号様式）により、総務課長の承認を<u>受けなければならない。</u></p> <p><u>（押印の省略）</u></p> <p>第12条 特別の事情がある場合を除く</p>

掲げるものについて行うものとする。

(1) 法令等（法律，法律に基づく命令（告示を含む。），条例及び規則（規程を含む。）をいう。）により公印を押印することとされている文書

(2) 神戸市教育委員会又は当該文書の名宛人の権利義務に重大な影響を及ぼす文書

(3) 事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に認証する必要があると認められる文書

(4) 前3号に掲げるもののほか，特に公印を押印すべき事情があると認められる文書

2 前項の規定にかかわらず，事務局及び学校その他の教育機関相互間における文書並びに神戸市の他の執行機関に対する文書については，公印の押印をしないものとする。

ほか，事務局各課及び学校その他の教育機関相互間における文書並びに神戸市の他の執行機関に対する文書については，公印を押さないものとする。

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。